

## 1 部活動のねらい

生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、継続的な取り組みの中から部員同士が励まし合い、高め合うことで精神面・技術面の向上を図るとともに、体力を高めながら充実した学校生活を送るための基盤づくりの場とする。

## 2 活動時間

### (1) 授業日

#### ○ 朝（実施校のみ）

- ・原則として朝の活動は行わない。（文化部は運動部に準ずる）
- ・放課後のみの活動では、施設等を使用できない状況があるため、陸上・駅伝等の特設部の活動に限り、大会の1ヶ月前から朝練習を実施できる。その場合、主部活動の活動時間と合わせて1日の上限時間以内（2時間以内）となるように活動時間を設定する。

※朝の活動を行うときは、保護者の同意を得る。

- ・実施する場合は、顧問の指導のもと、7時を過ぎてから開始する。終了は7時45分を限度とし、余裕をもって教室に向かえるようにする。

#### ○ 放課後

- ・火、水、木、金曜日の4日間を活動日とする。
- ・最短30分～最長2時間以内の活動とし、終了時間は日没、安全下校を考慮して決定する。

### (2) 休業日

- ・3時間以内を活動時間の上限とする。

## 3 休養日

### (1) 授業日

- ・基本的に月曜日を休養日とする。

### (2) 休日及び週休日

- ・土、日曜日のいずれかを休養日とする。
- ・第1、第3土曜日及び日曜日の「地域移行に向けた準備の日」、「家庭の日」は、原則として従来の部活動は行わないものとする。
- ・県民の日（11月13日）は、休養日とする。

### (3) 長期休業

- ・授業日、休日及び週休日に準じて休養日を設ける。
- ・夏季、及び年末年始の学校閉庁日は完全に休みとする。
- ・長期休業中は、1週間以上の連続した休養期間を設定する。

## 4 保護者懇談会

### (1) 開催予定日

今年度は未定。必要に応じて随時開催するものとする。

## 5 各部年間活動計画（様式第2号 別途提出）

## 6 留意事項

- ・活動時間や休養日を「茨城県部活動の運営方針」及び「日立市部活動の運営方針」に則り、上限を遵守する。
- ・年間活動計画に加え、月活動計画及び活動実績を作成し、HPに掲載する。
- ・生徒が学習との両立を十分に図れるように練習計画を立てる。
- ・生徒の体力を考慮した練習計画を立てる。
- ・各部が参加する大会数は、一つの部活動において1ヶ月当たり1大会程度とする。（総体・新人を含む）
- ・暑さ指標（WBGT）が31℃以上の場合、屋外での活動を原則として行わない。
- ・高温や多湿時に大会に参加する場合は、生徒の体調確認、こまめな水分補給・塩分補給、休憩の取得、軽装や着帽等生徒の健康管理を徹底する。万が一熱中症の疑いがある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。